計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等に用いる量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準物質等
国立研究開発法人産業技術総合研究所	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、これらの線路が同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が七ミリメートルのもので、九キロヘルツ以上〇・四ギガヘルツ未満の周波数の高周波信号を当該線路に入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値又は入射波の強度に対する透過波の強度の比を示す数値が一以下であるもの	標準終端器群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	吸収線量又は吸収線量率を計量する計量器を校正するために用いられるガンマ線水吸収線量用電離箱式線量計であって、〇・一グレイ以上二百二十グレイ以下の一定の水吸収線量（コバルト六十を線源として用いる場合における当該線源から発せられるガンマ線に係る水吸収線量をいう。）を計量するもの	グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラファイトカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	照度応答度標準受光器であって、校正の対象となる照度の範囲が一ルクス以上三千ルクス以下のもの	単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	隔膜真空計であって、校正範囲が〇・一パスカル以上百五十パスカル以下のもの	中真空標準装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等に用いる量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準物質等
国立研究開発法人産業技術総合研究所	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準物質等
	六百三十三ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置	協定世界時に同期した原子時計及び光周波数コム装置であって国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

○経済産業省告示第七十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成十九年経済産業省告示第二百十二号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

国立研究開発法人産業技術総合研究所	標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲（以下「校正範囲」という。）が一ミリグラム以上二十キログラム以下のもの	キログラム原器及び標準分銅であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所又は国立研究開発法人情報通信研究機構	原子時計又は周波数標準器であって、出力される周波数が五メガヘルツ又は十メガヘルツのもの	協定世界時に同期した原子時計であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの又は国立研究開発法人情報通信研究機構が保管するもの
日本電気計器検定所	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置又は白金抵抗温度計であって、校正範囲がマイナス五十度以上四百二十度以下のもの	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置、水銀点実現装置、スズ点実現装置及び亜鉛点実現装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度が六百六十度又は九百六十二度のもの	温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	貴金属熱電対であって、特定標準器による校正が行われる温度が九百六十二度、千八十五度及び千五百五十四度のもの	温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
日本電気計器検定所	放射温度計校正用の亜鉛点実現装置、アルミニウム点実現装置、銀点実現装置、銅点実現装置又は単色放射温度計であって、校正範囲が四百度以上二千度以下のもの	放射温度計校正用の亜鉛点実現装置、アルミニウム点実現装置、銀点実現装置、銅点実現装置及び単色放射温度計であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	光度標準電球であって、校正範囲が十カンデラ以上三千カンデラ以下のもの	コイルM字型光度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	全光束標準電球であって、校正範囲が五ルーメン以上二万ルーメン以下のもの	全光束標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	単平面型照度標準電球であって、校正範囲が一ルクス以上三千ルクス以下のもの	単平面型照度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	分布温度標準電球であって、校正範囲が二千ケルビン以上三千ケルビン以下のもの	コイルM字型分布温度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	分光放射照度標準電球であって、校正範囲が二百五十ナノメートル以上二千五百ナノメートル以下のもの	分光放射照度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	分光応答度校正用のシリコンフォトダイオードであって、校正範囲が波長において二百五十ナノメートル以上千百五十ナノメートル以下のもの	単色平行光発生装置、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの